

立命館大学法学部ニューズレター

第10号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

目次

「憲法施行50周年シンポジウム」報告	市川正人	2
研究報告 - 二つの課題を追究して	山下真弘	4
「ボーダレス社会の国際犯罪研究のための米国調査 - その1 - 」	大久保史郎	6
日本私法学会個別報告を終えて	谷本圭子	8
日本労働法学会報告を終えて	吉田美喜夫	10

「憲法施行50周年シンポジウム」報告

市川正人

さる5月19日、午後1時すぎより、以学館1号教室において、日本国憲法施行50周年を記念して、立命館憲法50年企画委員会・立命館大学法学部共催、立命館大学法学部協賛で、憲法施行50周年シンポジウム「日本国憲法と21世紀日本の課題 - アジアの視点から -」を開催した。法学部が企画・運営の中心となっており、憲法施行50周年記念事業実施プロジェクト（委員長；市川、事務局長；平野、小堀、大久保）が任にあたった。また、学生では、法学会学生委員会が事前学習会を開き、当日の会場整理にあたるなどシンポジウムの開催に全面的に協力した。

このシンポジウムは、中国、韓国、アメリカからパネリストを招いた国際シンポジウムであるが、アジアの視点からの問いかけに応じて、21世紀を展望する視点から、日本国憲法の軌跡と今後の課題を多面的に検討しようとするものであった。

シンポジウムにおいては、まず、本学部の大久保史郎教授が「憲法9条の光と影」と題する報告を行い、それにコメントする形で、中国人民大学の許崇徳教授（胡錦光副教授が代読）、ソウル大学校法科大学の金哲洙教授（韓国憲法研究所所長）、米国デンバー大学国際関係大学院のトム・ファーラー研究科長（元ニュー・メキシコ大学総長）による報告がなされた。その後、休憩をはさんで会場からの質問を受けて討論を行った。

大久保教授の基調報告は、日本の戦争責任、とりわけアジアに対する戦争責任の問題は、憲法9条を生み出した最大の要因であるにもかかわらず、政府においても、また、いわゆる「護憲運動」の側でも、必ずしも正面から対応してきたとはいえないこと、それゆ

え戦争責任は「過去の戦争に対する責任」というだけでなく、これをあいまいにしてきた「戦後責任」ともなっていること、この戦争責任の問題を深く追求することは平和主義を個人の観点、人権の観点から再構成していくことにつながることを指摘した。

許教授、金教授の報告は、大久保報告の指摘に概ね賛意を示すものであったが、ただ、金報告が、朝鮮半島（韓半島）の分断に関して日本に大きな責任があることを厳しく指摘した点は、シンポジウムに参加した学生に強いインパクトを与えたようである。討論においては、日本の戦争責任をどう考えるか、日本を含むアジアの安全保障のあり方、アメリカのベトナム戦争に対する責任、沖縄問題等をめぐって活発なやりとりがなされた。

法学部では、高い学術性を有した憲法施行50周年の事業を行うことをめざして準備してきたが、アジアの視点から日本国憲法の基本原理（とりわけ平和主義）を問い直そうとする今回のシンポジウムは、21世紀に向け日本国憲法の基本原理を真に確立していくための方向性を指し示すものであり、憲法の学界さらには憲法運用の実際にとって有意義な内容のものとなったと解される。

なお、シンポジウムの翌日にはシンポジウムのパネリストを報告者とする国際交流研究会「環太平洋地域における立憲主義の確立」を開催した。研究会では、金哲洙教授から「南北憲法の比較」という題で、胡錦光副教授から「社会転換期における中国憲法」という題で報告を受け、出席した教員・院生と活発な討論を行った。法学部憲法施行50周年記念事業実施プロジェクトは、目下、シンポ

ジウムおよび研究会の報告、討論をまとめ、図書として出版する準備をしている。図書の刊行は、シンポジウム・研究会の成果を世に問うていくために、さらに、学生に成果を還元していくためにも重要であるからである。

シンポジウムは、内容的にも成功したと評価できるが、参加者の点でも、1200名の教員、学生、院生が参加し、大盛況であった。以学館1号教室に入りきれず、多数の学生に第2会場の以学館2号教室に回ってもらわねばならなかったほどである。しかも、多数の学生が参加しただけではなく、最後まで静かにかつ熱心に報告・討論に耳を傾けていた。休憩時間中に参加者から質問・感想用紙を提出してもらったが、110枚の質問・感想用紙が提出されて、司会者が短時間で読み整理することができないほどであった。このように学生の参加の姿勢も極めて真摯であった。立命館大学(とりわけ法学部)の学生が、「平和と民主主義」の問題について強い関心を抱いていることが確認できたことも、今回のシンポジウムの収穫であったといえよう。彼らは、決して「日々楽しければいい」というわ

けではなく、平和、戦争責任、アジアにおける日本の役割といった重い問題についても、真剣に考えていきたいと思っているのである。

シンポジウムは予定時間を超過して4時45分まで行ったが、それでも時間がなく、とりわけ討論が駆け足になった感は否めない。4カ国による国際シンポであったため、どうしても通訳に時間がかかったことがその原因である。今後は、こうした多数の国からパネリストを招いてシンポジウムを行う場合には、同時通訳方式を導入することを検討すべきであろう。また、今回は中国・韓国のパネリストに対しては事前に基調報告を渡し、報告原稿を出していただいていたが、今後は、パネリスト間の事前の連絡をより密にすることをめざすべきであろう。シンポジウムの討論は時間的な理由からどうしても未消化なところが残ったが、憲法施行50周年記念事業実施プロジェクトとしては、討論において十分詰めることができなかった点は、準備中の図書の中でより詰めていくことにしたいと考えている。

(いちかわ・まさと 憲法)



研究報告 - 二つの課題を追究して

山下 眞弘

18年間勤めた島根大学から立命館に転じて4年目のこの夏、私は50歳を迎えた。その区切りとして、四半世紀にわたる研究を二つの課題にまとめてみることにした。編集作業はこの春に一冊目を、そして夏の終りに二冊目を刊行するという計画を進めることにした。これが実現できたのも、快適な研究環境を与えられた前任校と立命館のお陰であるとともに、多くの先学によるご教示の賜物でもある。ここに改めて感謝の意を表したい。

私の主たる研究テーマは、大学院時代からの課題「営業譲渡における株主保護と取引安全」であった。商法245条の規制する営業譲渡概念の追究である。会社財産譲渡をめぐっては、諸外国でも議論が盛んで、私もアメリカ法を中心にドイツ法等との比較法的研究を試みたことがある。その後、検討の対象は次第に拡大され、「営業の重要な一部の判断基準」から「債務超過・休業中・清算中の営業譲渡の特性」「営業の譲渡担保の問題」「親子会社間での営業譲渡の特殊性」さらに「株主総会決議を欠く営業譲渡の法的効果」等に及んだ。

それらの検討をするうちに、営業譲渡と労働契約関係にかかわる課題の検討を避けては通れなくなり、暫くはその研究が続いた。その事情はこうである。営業譲渡は合併とならんで企業の基礎的変更を伴う。企業の合理化の手段としてこれらの制度が利用されると、そこに働く労働者の処遇に影響する。従来、労働契約関係は原則として営業の譲受人に承継されるのかどうか、主たる議論となったが、私はその議論の実効性に疑問をもつに至り、「企業合理化と整理解雇の有効性」について研究することとなった。

商法固有の研究から脱線したのは、こればかりではなかった。独占禁止法と会社法の交錯する課題の検討にも首を突っ込んでしまうこととなる。具体的に述べれば、企業がその規模を拡大し過ぎて独占的状态となった場合に、公正取引委員会が企業分割(営業の一部譲渡)を命じたとする。それが営業の重要な一部にあれば、株式会社にあつては総会の特別決議を要することとなりそうである。そうすると、仮に総会が営業譲渡を否決したら公正取引委員会の命令の効力はどうか問題となる。

営業譲渡をめぐっては、会社法のみならず商法全体にかかわる問題もある。営業譲受人の責任をめぐる議論である。これは、民法での議論と深くかかわる困難な課題である。具体的には、AがBに営業を譲渡したとする。譲渡人Aの営業上の債権者との関係で、譲受人Bの責任はどうなるのか。譲受人Bが弁済責任を負うとした場合、その根拠はなんであるかが議論となる。これまでは、主として表見法理で説明されてきたが、商法26条の規定の仕方との関係でそれには疑問があった。

このような研究課題に関心を寄せて書き留めてきたものを整理して、商法固有の課題と隣接法領域の関連問題との二部構成にまとめたものが『会社営業譲渡の法理』(1997年、信山社)である。

もう一つの研究課題は、国際手形法条約の研究である。1976年に関西でこの条約を検討するための研究会ができ、それに参加したのがきっかけである。もともと私は手形法は特に専門ではなかったが、この研究会によって、手形法研究の契機が与えられた。

国際的な取引の決済に利用される手形に関する法は、各国が同じであるのが望ましいことはいうまでもない。しかし、現実には統一されていないのが実情である。世界の手形法が不統一のままであると、これをめぐり涉外問題が生じる。それに備えて、国際的な法律の衝突を解決するために、すでに現行手形法の中に国際私法の一部門をなす国際手形法・国際小切手法が存在する（手形法 88 条以下、小切手法 76 条以下）。これらの規定は、いずれも各国間での法律の抵触を解決するための条約に準拠している。ただし、私のここでの研究の主目的は、これを直接の対象とするものではない。それは、次の時代に向けた課題を追究することである。

これまで述べた現行法は、ジュネ - ブ統一法条約に基づく手形法であり、アメリカおよびイギリスなどの諸国が加入していないため、手形取引の決済に不便である。すべての国が同じ手形法を利用してくれるに越したことはないが、国内法まで統一することには、大きな抵抗が予想される。そこで、各国の国内法には手を付けず、国際取引の決済に利用される国際手形について、今まで存在しなかった国際統一法条約の実現が検討された。この条約が、1988年の国連総会第43会期において採択され成立した「国際為替手形および国際約束手形に関する国連条約」(United Nations Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes)である。

これについても、およそ15年以上の歳月をかけて検討を続け、主要論文10本にまとめたのが『国際手形条約の法理論』(1997年、信山社)である。幸いなことに、この条約を審議した国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の元事務局長であった故 Willem C. Vis教授および Eric E. Bergsten 教授から、1992年のニュ - ヨ - ク留学中に直接教示を得ることができた。また、この条約の最終審議の段階で、1985年開催の第49回日本私法学会シンポジウムでも報告の機会が与えられ、貴重な意見を参考とすることができたのも幸運であったといえる。

この条約の検討を通じて、私は法の統一の難しさを学ぶことができた。大きく異なる英米法とジュネ - ブ統一法条約の統合は、「平和」実現にも通じる調和的解決の道を教えてくれたような気がする。

会社法と有価証券法のそれぞれに関する私の二つの課題は、遅ればせながらも、とりあえず二冊の書物に収まった。これは、新たな研究への出発をも意味する。さしあたっては来年に向けて、「プリペイド・システムの法構造」の解明に取り組みたいと思う。

(やました・まさひろ 商法)

「ボーダレス社会の国際犯罪研究のため の米国調査 - その1 - 」

大久保 史郎

1. 「ボーダレス社会と刑事司法」の研究

97年度から3か年の予定で、科学研究助成を受けた国際学術交流大学間研究「ボーダレス社会の到来と欧米型刑事・司法システムの諸問題 - 日本と米国」の予備調査のため、本年7月8日から16日まで久岡康成、上田寛、市川正人の諸氏と私の4名で米国研究調査旅行にでかけました。専門的な報告は後日、久岡、上田両氏におまかせすることにして、この小文はとりあえずの調査旅行記です。

はじめに、ごく簡単に研究テーマを説明します。この研究は、国際化の進展にともなう「ボーダレス時代」の到来によって生じる新しい刑事犯罪現象を調査し、その実態と性格、これからの刑事政策・司法の課題を探るものです。現在、私たちが眼にする情報化、国際化にともなう人・モノ・金・情報・サービスの国境を越えた流れは、政治・法律はもとより経済・社会・文化などのすべての社会分野で構造的な変化をひきおこしています。刑事司法領域も例外ではありません。

テロ犯罪や麻薬、難民をめぐる新マフィア（組織犯罪）の暗躍はその極端な例です。私の専門である憲法での「外国人の人権」もこれに深くかかわっています。日本の政府も私たち国民も国際化に弱く、外国の人・生活・文化に対して良くも悪くも過剰な反応を引き起こす体質をもっています。この日本の経験の乏しさが司法当局による治安的観点剥き出しの対応を生み出して、近年、法務省がこの種の国際犯罪に対処するための「組織犯罪対策立法」を急いでいます。そこでの「盗聴」の合法化が問題となっています。また、80年代の半ば、外国人労働者の流入をめぐる「鎖国」論・「開国」論の論争もおきたことを憶えているかもしれません。こうした国際化の

趨勢が何を意味するのか、刑事司法領域で何が問題となるか、各国の経験を学ぶことが必要になっています。

そこで、本学とすでに緊密な研究交流をもつ米国のアメリカ大学ロー・スクール(ワシントン D.C., 以下AUと略)との共同研究を行うことにしました。AUとは、昨年11月に「日本国憲法制定50周年」の共同シンポジウムを立命館大学法学部で開催し、学部長のグロマン以下の5人の代表団が来日して、刑事・家族法・憲法の三分野で互いに報告・討議しています(その模様はニューズレター8号に掲載しています)。

2. アメリカン大学ロー・スクールへの訪問

7月8日、一行4人は京都駅に集合し、関西空港に向かいました。車中で、まず、各人が用意した本調査のための基礎知識と情報のコピーを交換しました。午後5時30分出発のUnited Air Lineの座席はもちろんエコノミー。ワシントンまでの9時間に耐えて、同日の午前11時20分着。空港をぶらつき、14時15分発22時09分着予定のワシントン行きは2時間の遅れで出発し、結局、深夜にワシントン近郊の刺デューンホテルに到着しました。ベッドに入る前にせめて缶ビールをと、フロントを尋ねましたが、案の定、ハワイの応えでした。ワシントンは蒸し暑い所なのです。

翌9日は、午前中に滞在中の草深教授(産業社会学部・体育学)と昨年、客員教授として本学に滞在したフィル・ブレナー教授の車に分乗して、郊外のボーダレス・ブックスターに出かけました。日本関係のコーナーもある大きな本屋です。午後は、ロー・スクールに明日の会議の打合せにでかけました。AU側は夏休み真っ最中にもかかわらず、こちらの要望をいれたスケジュールを組んでいたので、安心しました。

3. アメリカン大学ロー・スクールでの討議

翌10日の9時30分から共同研究のための予備討議を開始しました。ながく法学部長(ロー・スクールは独立性の高い大学院大学で、Deanは学長にあたりますが、日本的に学部長としておきます)をつとめ、学長代行を務めたミルシュタイン(Elliott Milstein)教授(刑事法・臨床法学)、国際関係法学科長のブラッドロー(Danny Bradlow)教授(国際経済法)、刑法・刑事訴訟法のチャヴキン(David Chavkin)、デイヴィス(Angela Davis)(刑事法)、ミラー(Binny Miller)(刑事法)の三教授、民事訴訟法のレイウグロスマン(Lewis Grossman)教授、そして、コミュニケーション学部で犯罪学を担当しているホルスト(Brian Forst)教授、また、卒業し、実務に入ったばかりのガリス(Garris)が討議に参加しました。彼は日本語ができるので、とくに指名していた若者です。

92年に本学を訪問した顔見知りのミルシュタイン教授が刑事法学者であり、アメリカ側のリーダー役を務めてくれそうなので安心しました。現学部長のグロスマンが来る前に、和気あいあいと自己紹介を始めて、意見交換に入りました。当方の方から我々の問題意識の説明をはじめ、質問を受ける形をとりながら、今後の相互研究に入ることを約束しました。話はあちらこちらに飛び、ウィットにあふれる愉快な会談でしたが、その二、三を簡単にでも紹介します。

その第一はロー・スクール教育で大きな位置を占めた法曹実務教育です。このAUCロー・スクールは、ワシントン D.C. という地の利を生かして: 全米でトップ・テンに入る法曹実務教育カリキュラムを確立しています。実際の弁護士事務所や政府機関等に学生を派遣するインターシップ制度や実際の訴訟ケースを扱う臨床法曹教育がそれです。アメリカのロー・スクールは通常の学部を卒業してから、3年の法曹を育てる職業大学院ですので、こうした学生を大学および教員の監督の下ですが、一人前の法曹として扱えることができます。学生にこうした実際の訴訟事件の記録を預けて大丈夫か、と日本的な質問をしましたが、資格ある弁護士と同じ弁護士倫理規定が適用されるとの答えです。立命館大学の法学部でも弁護士諸氏にお願いして、学生を預けるカリキュラムを試行的に始めていますが、そのためにも、次の機会にはこの実務教育の現場を見学したいと思いました。

第二は、この国際化時代の刑事司法の諸問題にどのように取り組むかの討議の中で明らかになったのは、実務法学者(刑法・刑事法、憲法訴訟法)と刑事・犯罪法学者との問題関心やアプローチの違いです。実は前の晩にホテルで久岡、上田、大久保が打合せした時と全く同じ対立・違いが、アメリカ側では、ミルシュタイン以下の法実務家と犯罪学者のホルストとの間で現れたのです。簡単に言えば、上田氏やホルスト氏などの犯罪学者は、私たちがこれから始めようとする国際的な犯罪の新しい事態に対して、



新装になったロー・スクール建物前で

これを一個の新しいタイプの犯罪現象として、その歴史的、民族的、宗教的背景や犯罪実態・心理に関心を持ち、それ自体として研究したくなるのですが、久岡氏やミルツァイン氏等の実務法学者は、それがどのような犯罪であれ、現行の刑事立法や刑事訴訟手続でどのような処理が可能か、その処理にあつてどのような実務法上の問題が生じるのか、新しい組織犯罪立法が必要なのかに関心を集中する、というわけです。もちろん、犯罪学と刑事法学両者の相互協力が必要なのは明らかです。次回に、両国での最近の犯罪事情と刑法・刑事訴訟法上の問題状況の突き合わせと国際人

権条約の適用状況を相互で報告し、検討を開始することにしました。

昼食の後、今後の両大学法学部の研究・教育交流の会議をしたあと、久岡氏が是非とも訪ねたいと希望したPublic Defender Officeを訪ねて、ワシントン D.C.のダウンタウンに向いました。貧困な刑事被疑者・被告人に対する公的弁護・補助制度である公的弁護人制度は、わが国の当番弁護士制度の参考になったもので、近年とみに関心と呼んでいます。これも面白く、興味深い調査でした。この報告を次回にします。(97.11.15.)

(おおくぼ・しろく 憲法)



日本私法学会個別報告を終えて

1997年10月11日・12日の両日、神戸学院大学にて第61回日本私法学会が行われ、第一日目の個別報告において私に報告の機会が与えられた。

報告をするにつきまずはじめに、どのようなテーマで報告するかについて悩んだ。個別報告においては若手研究者がすでに公表済みのまとまった論文について報告するのが通常である。とすれば、私が報告するのはすで

谷本圭子

に公表済みの第三者与信型信用取引に関する論文について、となる。あの論文について報告するならばすでに検討したことを報告するから楽かもしれない。でも...せっかく一生に一度しかない報告なんだから、自分が今一番関心を持っているテーマについて報告し大先生から教えをこいいたい、という色気がつい出てしまった。

その結果選んだテーマが「契約法における消費者保護の意義 - ドイツ法を手がかりとして -」。

大学院での研究の道に入ってから、一つの疑問が私の頭の中にもやもやと根を下ろしますます地下深くに入り込んでいった。それは「消費者保護」を法原理として当然視する見解に対してであった。「消費者保護」は一つの法原理として承認されるべきなのか否かを自分自身で納得いくほどに検討することなく、消費者保護というテーマにふれるのを避けてきた感がある。

しかし、現代の契約法を研究するに際して、消費者保護につき一つの答えを出さずには先に進めない部分がある。とうとうこの問題に何らかの答えを出すときがやってきた、いや、私法学会の報告を契機として自ら何とか答えを出そうとした、というのが本当のところだろう。

消費者保護というテーマに関しては、疑問点は多いが、報告では問題を一つに絞った。

「消費者保護」は保護の名宛人を消費者に限定する概念であり、契約当事者が「消費者対事業者」であることを保護内容の根拠とする概念である。とすれば、「消費者対事業者」という人的範囲が保護の内容の根拠となっているはずである。しかし、従来人的範囲と保護内容との関係については意識的に検討されることはなかった。そこで、約款規制法や消費者信用法など数々のいわゆる消費者保護法が成立しているドイツ法を検討対象として、保護内容の根拠として、人的範囲は機能しているかを検討した。その結果、人的範囲は保護内容の根拠として機能しておらず、むしろ規制対象である「普通取引約款」や「有償の信用契約」が根拠として機能していること、したがって、「消費者保護」という言葉を用いる意味もスローガンとして利用する以外には存在しないことを導いた。

このような結論は、一見突拍子もなく、消費者保護を一体どう考えているのか？という誤解を受けそうである。しかし、消費者保護は決して所与の前提ではない。何らかの保護に値する状況がある場合に、その状況をどの

ように判断すべきか、正義にかなうように判断すべきである。その判断の一つとして「消費者対事業者」だから保護に値する、という考え方が大勢をしめているとすれば、それに対して批判し、「普通取引約款を用いた契約だから、信用契約だから」という判断が成り立つことを示したにすぎない。さらに、消費者保護を問題とするよりも保護の名宛人の範囲は広がるのであり、決して消費者保護の実質的内容を否定するという意見ではない。

消費者保護の議論において必要なのは、どのようにすれば消費者を保護できるか？の考察ではなく、現代の状況下においてどのような価値を保護していくのか、そのためになにを規制対象（例えば、一定要件をみたす普通取引約款）として、どのような保護内容（例えば、書面方式要求、撤回権付与）を認めるかを解明することである。このような目的を認識した上で、法の枠組みをすでに作っている外国法を検討・分析して、はじめて我が国への示唆とすることができよう。

報告後の討論においては、横浜国大の山田卓生教授、中央大学の好美清光教授、星野英一東大名誉教授、東大の大村敦志助教授から、多くのご意見を頂いた。

近年消費者保護は一つの理念として当然視される傾向にあり、これに対し否定的な私の報告についてはきっと異論のある方が多かったかとは思われる。もちろん、検討が不十分な点も多く考察を深める必要性は痛感している。しかし、私自身としては、私法学会を契機として積年の疑問に答えを出す手がかりを得ることができ、また、尊敬する諸先生方から多くの意見を賜ることができ、このテーマで報告して良かったと心から思っている。今後より検討を重ねいわれる「消費者保護」法の構造を解明していきたいと思う。

最後に、私法学会の報告前、研究会などで私独自の分析に根気強く耳を傾けてくださり多くの助言を頂いた諸先生方に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

(たにもと・けいこ 民法)

日本労働法学会報告を終えて

吉田美喜夫

(1) わが国の法学は、歴史的に欧米諸国の影響を受けて発展してきた。労働法学の場合も、戦前にはドイツ・ワイマール時代の労働法、そして戦後は、アメリカ労働法の影響を受けてきた。これに対し、従来、少なくとも労働法学は、ごく例外を除きアジア法に対してほとんど関心を示して来なかった。その理由は、不遜な態度ではあるが、アジア法からは学ぶべきものはない、という点にあったといえるであろう。

(2) しかし、80年代の半ば以降、とくに85年のプラザ合意以降、円高のため主として東南アジア諸国に工場を移転させる動きが活発化した。その結果、進出した先で労使関係が形成されることになり、進出企業としては、現地の労働法に対する認識が必要となった。労働法学会でも、すでに7~8年くらい前から、学会の共通テーマとして「アジアの労働法」を取り上げる必要があるとの意見が出ていた。しかし、テーマとして採用されるまでに至らず、やっと97年(10月19日・一橋大学)に学会テーマとなったのである。この背景には、上記のような「アジアの時代」といわれる大きな変化があったといえる。

(3) ところで、一定の国ではなく、一定の地域の労働法を研究対象として取り上げることは、当然ありうる。しかし、「ヨーロッパ労働法」というテーマは、わが国においては、まず考えることはできない。それは、これまでの労働法学において、ヨーロッパ各国別の研究が蓄積しているからである。これに対し、アジアについては、各国別というより、アジアを一括りにして研究対象とされるのが普通である。これは、まだ各国別の研究が不十分であるという事情と、アジアを一つ

のまとまり、ないし共通性のある地域として捉えようとする問題意識が働いているからである。また、日本もアジアの一部であることから、共通的に捉えたいという願望が働いているからであろう。

(4) しかし、実際には、アジアは多様である。そこに含まれる国は多数であるし、社会体制や経済発展の程度も異なっている。このような地域を一括りにして把握しようとすることは、実際には無謀な試みである。そこで、「アジアの労働法」が学会テーマとして決定されたことを受けて、これまで労働法学会の中で、様々な事情から個々にアジアの労働法について発言してきた会員を集め、報告チームが編成されることになり、私も加わった。そして、研究の対象国を限定することから検討を開始した。ただし、中国は社会体制が異なることから今回は対象から除外することにし、日本からの関心の強いN I E S や A S E A N に含まれる7カ国が対象とされた。

(5) その上で、まず各国別の労働法の制度内容の理解を共通にする作業から開始された。しかし、この成果を学会に報告するのは、単なる制度紹介に終わり、議論になりにくいことから、どのようなテーマを設定し報告を組み立てるか、ということが最大の問題となった。結局、以下の5本の報告が用意された。すなわち、「アジア諸国の労働法を考える視点」(香川孝三)、「アジア諸国の労働法の現状と公正労働基準」(藤川久昭)、「アジア諸国の労働法と法の継受」(神尾真知子)、「アジア諸国における『民主化』の進展と労働法」(吉田美喜夫)、「アジア諸国の経済発展と労働法」(林和彦)である。

さらに報告の仕方も従来とは異なった方法が採用された。従来は、司会者が2～3人決められ、報告とシンポジウムの進行の任に当たってきたのであるが、今回は報告者グループのメンバーが別の報告者の報告の際に司会を行うとともに、報告の意義と論点などについてコメントを付し、さらにシンポジウムでも司会進行を行うという方法である。これは、当初から研究会に参加していないと議論をまわしにくいのではないかと、との配慮、さらに、あまり質問や意見がでないことが予想されるので、コメントを付して議論を喚起する必要があるのではないかと考えられたからである。この方式は概ね好評であった。

(6) 各報告の内容を紹介する紙数はないので、私の報告の問題意識のみ述べることにする。私は、この間、タイに関心をもって勉強してきたが、タイでは度重なるクーデターで労働法が蹂躪されてきた。このような事情は、他のアジア諸国でも共通して見られるが、それは、それらの国が「開発独裁」または「権威主義体制」といわれる政治体制を敷いて経済発展を推進してきたことと関係している。一体、そのような政治体制の下で、労

働者はいかなる法規制の下に置かれてきたのか、そして「民主化」に伴い、どのように労働法が変化したのか。このような問題意識に立ちつつ、韓国、台湾、タイの労働法の検討を通じてアジア労働法の特徴の一端を明らかにしようとしたわけである。その結論を簡単に記すことは、ここではできないが、私の見方では、「民主化」後も、なお労働者に厳しい過剰な法規制が、とくに団体法の分野で継続すると思われる。それは、各国の文化や政治・経済状況、とくに「統一問題」の存在や自立した経済の未成熟という状況があり、それらが引き続き労働法に影響を与えらるからである。

(7) シンポジウムでは、幸いに多くの質問や意見がでるとともに、熱心な討論が行われた。学会の会員に結構アジアの労働法に対する関心が高いことを知り、安心した次第である。しかも、来年の春には、「中国の労働法」を分科会のテーマとして取り上げることが決定された。アジア労働法の研究が学会として継続して進められることになり、勇気づけられている。

(よしだ・みきお 労働法)

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1997年6月～10月)

- | | |
|-----------|--|
| 97年 6月 2日 | 国際学術交流研究会：ドイツ ミュンヘン大学法哲学研究所所長
ベルント・シューネマン氏「ドイツ刑事訴訟法における警察の地位」 |
| 97年 6月 6日 | 現代史研究会：大久保史郎氏「人権論の50年」 |
| 97年 6月13日 | 民法法研究会：谷本圭子氏「契約法における『消費者』の意義」 |
| 97年 6月13日 | 公法研究会：米丸恒治氏「ネットワーク社会と人権」；
塩谷毅氏「自己危殆化への関与と合意による他者危殆化について」 |
| 97年 7月 4日 | 国際学術交流研究会：ドイツ ミュンスター大学
ディューター・ビルク氏「EC統合と税法」 |
| 97年 7月 4日 | 比較政治研究会：小堀真裕氏、中田晋自氏、柳原克行氏
「英・仏・加の総選挙結果をめぐって」 |
| 97年 7月11日 | 政治学研究会：豊下楯彦氏「『日米安保条約の成立』をめぐって」 |
| 97年 7月11日 | 国際学術交流研究会：ドイツ ハーゲン通信大学
ハンス・ペーター・マルチュケ氏「ドイツにおける学術法」 |
| 97年 7月11日 | 高齢化社会プロジェクト研究会：堀雅晴氏
「政令指定都市における保健医療福祉の連携 - 比較分析試論 - 」 |
-

- 97年 7月11日 現代史研究会：村上弘氏「京都の地方自治の50年」
- 97年 7月18日 法政研究会：高岡完治氏「行政における総合調整
- その実際とそれを可能ならしめる諸条件 - 」
- 97年 7月18日 公法研究会：梅原和久氏「欧州審議会における少数民族の保護に関する
諸条約の成立 - 国際法における人権・自決権研究
の序論的考察として - 」；
新納摩子氏「国際法における国境画定原則としてのウティ・
ボシデティス」
- 97年 8月 6日 金融法研究会：大河純夫氏「大審院判例集の編纂にかかわる幾つかの検討
課題について」；
若林三奈氏「『賠償すべき損害』についての考察」
- 97年 9月 6日 国際学術交流研究会：カナダ トロント大学教授、カナダ哲学会会長
F. カニンガム氏「民主主義と集団憎悪」
- 97年 9月11日 法政研究会：ドイツ フライブルク大学教授
ディーター・ライポルド氏「ドイツ消費者倒産と免責手続」
- 97年 9月26日 公法研究会：野田将人氏「選挙平等の構造 - ハンス・マイヤー教授の所説
を中心に - 」；
豊田兼彦氏「ドイツにおける必要的共犯論の展開」；
平山幹子氏「先行行為に基づく不作爲犯の再検討」
- 97年 10月15日 政治学研究会・現代ナショナリズム論研究会共催研究会：
巢山靖司氏「国民国家とシオニズム」
- 97年 10月17日 公法研究会：安達光治氏「刑法における客観的帰属論の構想について」；
梅原和久氏「少数民族問題と欧州審議会 - 少数民族の保護に
関する諸条件をめぐって - 」；
和田進士氏「イギリス警察刑事準拠法(The Criminal
Evidence Act 1984)下における諸状況の検討を
通して、日本の別件逮捕・勾留問題について考
える」
- 97年 10月24日 民事法研究会：宮莉氏「中国における内部者取引の法的規制」

法学部部門別定例研究会：法政研究会 / 公法研究会 / 民事法研究会 / 政治学研究会

学術的研究プロジェクト：国際学術交流研究会 / 人文科学研究所50周年記念プロジェクト
現代史研究会 / 人文科学研究所プロジェクト 高齢化社会プロ
ジェクト研究会 / 比較政治研究会 / 金融法研究会 / 他

立命館大学法学部ニューズレター

第10号 1997年10月

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294